

# 特別障害者手当・障害児福祉手当

## 対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき下表のとおり特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象の方は申請してください。審査の結果支給が決定されると、申請月の翌月分からの手当の支給が開始されます。

# 心身障害者(難病)福祉手当

## 対象の方は申請を忘れずに

身体障害者手帳1・2級・愛の手帳1・3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方、または、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者(申請中の方も含む)の65歳未満の方で、手当の申請手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなった方は、あらためて申請手続きが必要です。

### 所得制限限度額表※心身障害者(難病)福祉手当、心身障害者医療費助成共通

適用期間		心身障害者(難病)福祉手当	心身障害者医療費助成
		8/1(月)~平成29年7/31(月)	9/1(木)~平成29年8/31(木)
対象所得 平成27年中所得			
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上:本人所得 20歳未満:配偶者または扶養義務者の所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除	
0人	3,604,000円		
1人	3,984,000円		
2人	4,364,000円		
3人	4,744,000円		
4人	5,124,000円		
5人	5,504,000円		

心身障害者医療費助成制度(以下「障」)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。9月1日(木)から障受給者証が新しくなります。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

# 心身障害者医療費助成制度 障受給者証切り替え9月1日(木)から

障受給者証の切り替えは、9月1日(木)から開始されます。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。本人および扶養義務者の所得制限があります。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 26,830円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,600円

で、その後制限事由がなくなつた際は、申請できる場合があります。また、所得が上表の所得限度額以上であったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由がなくなった方は、あらためて申請手続きが必要です。

障受給者証の切り替えは、9月1日(木)から開始されます。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

# 住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス(電子証明書)をご利用の方へ

## 電子証明書の有効期限の確認を

住民基本台帳カード(以下、住基カード)の電子証明書の有効期限は、発行の日から3年間です。また、有効期限内であっても、氏名や住所等が変更になった場合は自動的に失効します。国税電子申告納税システム(e-Tax)を利用するには、住基カードまたはマイナンバーカードに有効期限内の署名用電子証明書が格納されている必要があります。ご自身の電子証明書の有効性は、「公的個人認証サービスポータルサイト」(HP <https://www.jpki.go.jp/>)内の「オンライン窓口」でご確認いただけます。

電子証明書の新規発行はマイナンバーカードでマイナンバー(社会保障・税番号)制度の開始に伴い、平成27年12月に住基カードの作成・住基カード向け電子証明書の発行が終了しました。住基カードに代わるものとして、平成28年1月から、電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカード(初回無料)の交付が開始されています。新たに電子証明書の発格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の開始に伴い、平成27年12月に住基カードの作成・住基カード向け電子証明書の発行が終了しました。住基カードに代わるものとして、平成28年1月から、電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカード(初回無料)の交付が開始されています。新たに電子証明書の発格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

# 建築物防災週間

## 8月30日(火)~9月5日(月)

建築物に関する防災知識の普及と防災に関する法令・制度の周知を目的として、毎年春と秋、全国一斉に建築物防災週間を実施しています。建築物・工作物等の所有者や管理者は、常に建築物等を安全な状態で維持・管理することが建築基準法で義務付けられています。特に劇場・百貨店・飲食店・物品販売業を営む店舗・ホテル・旅館・病院・共同住宅等、多くの方々利

用する一定規模以上の建築物は、火災や地震等の被害を防止するため、専門家による定期点検を受ける必要があります。期間中、定期報告が義務付けられています。建築物を中心に実態調査を行います。区職員が伺うこともありますので、ご協力をお願いします。

用する一定規模以上の建築物は、火災や地震等の被害を防止するため、専門家による定期点検を受ける必要があります。期間中、定期報告が義務付けられています。建築物を中心に実態調査を行います。区職員が伺うこともありますので、ご協力をお願いします。